

エー・アンド・デイ医療健康機器用通信仕様書及び関連技術情報利用許諾

本規約は、株式会社エー・アンド・デイ（以下「当社」といいます。）が公開する、「医療・健康機器用通信仕様書及び関連技術情報」（以下「SDK」といいます。）のご利用に関する条件を定めるものです。対象SDKのご利用を希望される方（以下、「利用者」といいます。）は、当社、通信機能付健康機器向けSDKお申込みサイト

(https://www.aandd.co.jp/support/registration/registration_me-sdk.html、以下「本ウェブサイト」といいます。)に設定されている「医療健康機器用通信仕様書及び関連技術情報利用許諾に同意する」をクリック頂き、お申込みいただくことで対象SDKをご利用いただけます。

なお、お申し込みいただいた場合には、本規約の条件に利用者が同意されたものとみなし、これを内容とした契約（以下「本契約」といいます。）が当社と利用者との間で成立したものとみなします。

第1条（定義）

本規約における用語の定義は次のとおりとします。

- (1)「SDK」とは、当社が提供する医療・健康機器用通信仕様書、ライブラリ仕様書、ライブラリ(当社が提供する医療・健康機器との通信用プログラムであり、以下「本ライブラリ」といいます。)、サンプルアプリケーション及びそのソースコード（以下「本ソースコード」といいます。）を含む関連技術情報をいいます。
- (2)「使用目的」とは、「SDK」を利用し、当社通信機能を有する機器と通信するアプリケーションの開発を行うことをいいます。
- (3)「利用者プログラム」とは、利用者が、本ライブラリ及び本ソースコードを複製、または本ソースコードを翻案して開発した、当社が提供する通信機能付き医療・健康機器と通信する新たなプログラムをいいます。

第2条（利用権）

当社は、利用者に対して、利用者が対象SDKを使用目的のために本ウェブサイトから複製することができる非独占的な権利を許諾します。

利用者は、本ライブラリ及び本ソースコードを複製、または本ソースコードを翻案して利用者プログラムを作成し、第三者に公開し、配布（以下「公開等」といいます）することができるものとします。利用者が有する本ライブラリ及び本ソースコードに関する利用権は、本契約に明示するものに限られるものとします。

当社は、SDKに関するコンサルティング、技術サポート等のあらゆる義務も負いません。

第3条（禁止行為）

利用者は、対象SDKに関して、本契約で明示的に定める場合を除き、当社の事前の同意なくして以下に該当する行為をすることはできません。

- (1) 本契約に定められた条件以外で、対象SDKの全部又は一部を複製すること
- (2) 対象SDK（本ソースコードを除く）の全部又は一部を改変・翻案すること
- (3) 対象SDK（本ソースコードを除く）のリバースエンジニアリング、逆アセンブル、デコンパイル、その他の方法により解析し、ソースコードを得ようとする事
- (4) 対象SDKを第三者に頒布し、又はウェブサイトへアップロードするなどして第三者が取得可能な状態に置くこと
- (5) 対象SDKの知的財産権表示を削除・改変すること
- (6) 利用権の全部又は一部を第三者に譲渡、移転、担保設定、貸与、再使用許諾等すること
- (7) 対象SDK及び利用者プログラムについて、テロ、サイバー攻撃、詐欺、大量破壊兵器の開発その他の犯罪行為又は不正の目的に利用し、又は第三者に利用させること
- (8) その他、本契約で明示的に許諾された範囲を超えて利用又は使用すること

第4条（秘密保持）

利用者は、対象SDKに関する情報について、その秘密を保持するものとし、使用目的以外に使用し、又は第三者に開示することはできません。

第5条（料金）

別途、当社が定める場合を除き、利用者は対象SDKを無料で利用して頂くことができます。

第6条（責任の範囲）

当社は、利用者が対象SDKを利用することにより利用者又は第三者に生じた損害に関していかなる責任も負わないものとします。

対象SDKは現状有姿の状態で提供されるものとし、有用性、正確性、第三者の権利の非侵害を初めとして、如何なる表明、保証も伴わないものとします。

本契約で明示的に定める場合を除き、本契約に基づき、当社の特許を初めとする如何なる知的財産権の実施、使用が利用者に許諾されるものではありません。

第7条（知的財産権および著作権）

対象SDKは、日本国内外の著作権法並びに著作権者の権利及びこれに隣接する権利に関する諸条約その他知的財産権に関する法律によって保護されています。対象SDKに関する当該知的財産権は、当社に帰属するものとします。

第8条（契約の改訂）

当社は、当社の判断により、本契約を任意のタイミング、任意の理由で変更することができるものとします。

本契約を変更する場合には、変更内容と変更効力発生日を通知するものとします。本契約の条件改訂の発効日以降の利用者による対象SDKの使用をもって、利用者は改訂された本契約に同意したものとします。

第9条（契約の終了・解約）

当社は、利用者が本契約に定める条項に違反した場合、何らの催告なく直ちに本契約を解約することができるものとします。

前文の規定により本契約が終了した場合、利用者は契約の終了した日から2週間以内に対象SDKの全てを廃棄するものとします。また、利用者はただちに本ライブラリ及び本ソースコードおよび利用者プログラムの利用を停止するものとします。なお、かかる利用停止により利用者（利用者プログラムを利用している第三者を含みます。）が何らかの損失を被ったとしても、当社は一切責任を負いません。

第10条（紛争処理）

本契約は、日本法を準拠法とします。本契約に起因又は関連して生じた紛争については、当事者が誠実に協議して解決を図るものとするが、解決に至らない場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第11条（その他）

利用者は、対象SDKを日本国外に持ち出して使用する場合、適用ある輸出管理法令及び規制に従うものとします。

本契約の一部条項が法律によって無効となった場合でも、当該条項以外は有効に存続するものとします。

以上

2025年9月末日 初版

株式会社 エー・アンド・デイ